

2011.12.16：平成23年第4回定例会（第3号） 本文

○議長（工藤行義君） 引き続き一般質問を行います。

通告順により質問を許します。——8番吉田忠雄君。

○8番（吉田忠雄君）（登壇） 皆さん、おはようございます。日本共産党の吉田でございます。それでは、早速質問に入らせていただきます。

私は、市長に次の4点についてお尋ねをいたします。

まず、1点目は、第5期介護保険制度についてです。

来年度、平成24年度は介護保険制度の見直しが行われる年です。11年前の2000年4月に「介護の社会化」、「みんなで支える老後の安心」を合言葉に介護保険制度が始まりました。しかし、今日その現状を見てみると、特別養護老人ホーム入所待機者が42万人に示される介護難民問題、また家族の介護を理由に仕事をやめざるを得ない介護退職者は毎年10万人以上、また後を絶たない介護心中、介護殺人、さらに介護現場での人材不足は依然として深刻で、介護崩壊の危機は解消されておられません。

これまでも、要介護の仕組みは、認知症の人などを中心に実態がきちんと反映されておらず、軽度に変更されることが増えて、問題にもなっておりました。前回の第4期介護保険法の改正では、さらに制度の使い勝手が悪くされ、介護保険を利用するために、必要な要介護度の認定調査項目の削減や、調査基準の見直しが行われました。また、認定調査員が気づいた点を伝える特記項目の欄もあわせて減らされました。

当時私は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を訪問した際に、職員の方から、今回の制度改定で要介護から要支援に落とされて、ますます必要な介護が受けられなくなる高齢者が増えるのではと心配の声が上がっていたのを、昨日のように思い出されます。私も、当時議会において主治医の意見書を尊重してほしいことや、認定調査も丁寧に行ってほしいと、こういうことも主張させていただきました。実際、前回の第4期介護保険制度が始まってから、介護事業に従事をしている職員の方から、少なくない人が要介護から要支援に移されたということをお聞きいたしました。

その一方で、高齢者の介護保険料は上がり続け、第4期の改定では、65歳以上の被保険者の保険料の月額基準額が前回の4,085円から3年平均で4.4%アップの4,253円に引き上げられました。来年度からは、基準月額が5,000円を超えるとも言われており、高齢者の負担は限界となっております。

そこで、市長に桜井市における介護保険の現状について、一つ目は、県そして市の介護認定者数の状況を見てみると、市の介護認定者数全体に占める要支援の比率が41.2%に対して、県の平均比率が30.1%になっており、10%以上市のほうが高いわけですが、その原因についてどのような分析をされているのか、お聞きをしたいと思います。そして、2点目は、桜井市の介護保険料の収納率について、特別徴収人数と特別徴収率、普

通徴収人数と普通徴収率について。そして、三つ目は、今年11月末現在の桜井市における介護給付費準備基金保有額についてお尋ねいたします。

そして、2点目は、子どもの医療費無料化について、市長にお尋ねをいたします。

市長は、11月に行われた市長選挙での選挙公約で、「安心安全のまちづくり」の項目の中で、子どもの医療費を小学校卒業まで、入院医療費について無料にするというふうに掲げられました。また、私たち日本共産党や新日本婦人の会、また業者や医療団体が加盟する桜井市社会保障推進協議会が市長選挙が始まる直前に、二人の候補者に対して乳幼児医療の拡充について公開質問状を出しました。市長は、質問状に対して、「私は、県議時代から少子化問題も含め、乳幼児医療補助制度の拡充に取り組んでまいりました。将来を担う地域の子どもたちは、私たちの宝であり、地域で安心して生み、育てていくための環境を整えていくことが非常に大切と考えています。そのことから、私は、子育て支援の充実として小学校卒業まで入院医療費を無料にすることを、今回のマニフェストにも掲げさせていただいております」このように回答されております。

いま、若い世代での不安定雇用など、経済的な困難の中で、子どもの医療費や保育料、幼稚園教育費や学校教育費など、子育てにかかわる経済的な負担が家計を圧迫しているという問題があります。その中でも、せめて子どもが病気の際は、お金も必要なく医者にかかるようにしてほしい、このような願いは子どもを持つ親のとりわけ切実な願いとなっております。

そこで、市長に、いつの時点から小学校卒業まで入院医療費を無料にされる予定なのか。また、そのための原資はどれぐらい必要なのか、お尋ねをいたします。

そして、3点目ではありますが、高齢者総合福祉センター竜吟荘の休止をされている浴場施設と巡回バスの早期再開についてであります。

2009年（平成21年）4月より、市の財政難を理由に、桜井市高齢者総合福祉センター竜吟荘の浴場施設の利用の休止と竜吟荘行きの2台の巡回バスが廃止をされました。浴場施設の利用の休止と巡回バスが廃止をされる前の施設の利用者は、1日当たり平均211人であり、浴場施設の利用の休止と巡回バスが廃止をされてからの施設の利用者は42人に激減をしております。

近年、急速な高齢化が進む中、高齢者が生きがいを持ち、健康の増進と維持を図り、安心して老後を過ごしていく上で、竜吟荘の果たす役割は大変大きなものがあります。お年寄りからも、「ふろの休止と巡回バスが廃止をされてから、竜吟荘へ行かなくなった。以前は、週に3回ほど利用して友達もできたが、いまは家を出ないでじっとしている。早く巡回バスとふろの再開をしてほしい」そしてまた、「以前は、友達と竜吟荘へ行って、ふろに入ったりカラオケをした。巡回バスがなくなってから行かなくなった。年寄りの楽しみを奪わないでほしい」このような切実な声が上がっています。

浴場施設の休止と巡回バスが廃止をされたために、結果として施設の利用者が激減したことによって、高齢者の社会的な孤立感につながることもなっています。一刻も早く、

廃止をされた巡回バスの運行とともに、休止をしている浴場施設の再開をすべきだと考えますが、市長の考えをお尋ねいたします。

そして、最後の4点目ではありますが、桜井市の歴史的な史跡や観光地の公衆トイレの整備についてであります。

桜井市は、緑豊かな自然や纏向遺跡をはじめとする数多くの遺跡、古墳、寺社仏閣、日本最古の道とされる山の辺の道といった豊富な観光資源をもとに、歴史、文化遺産にも恵まれたまちです。特に、邪馬台国の有力候補とされる纏向遺跡で、一昨年に大型遺跡が見つかったからは、桜井市を訪れる観光客が増えています。また、奈良県の観光客動態調査報告によれば、平成21年度の1年間に山の辺の道を訪れた観光客は478万人という統計も出ております。

これらの桜井市を訪れる観光客が、快適な観光を行うためには、通行に安全な道路が必要であり、そして同時に歴史的史跡や観光地に、安全で快適に利用できるトイレが必要です。市内には、観光用公衆トイレが20カ所ありますが、現実には歴史的な史跡や観光地において、トイレ整備が遅れているのが現状です。

たとえば、吉備池廃寺跡は、観光客が訪れてもトイレがありませんし、また公道から遺跡まで通じる道さえありません。また、箸中にあるホケノ山古墳には、りっぱな駐車場がありますが、ここもトイレがありません。山田寺跡にも管理はこれは国ですが、簡易トイレがありますが、使いものになりません。また、桜井公園のトイレは、これは観光トイレではありませんが、長い間ほったらかしでぼろぼろの状態です。近くには、土舞台、安倍山城遺跡があります。

第5次桜井市総合計画では、観光の振興について、観光客へのもてなしの充実が課題となっているというふうにあります。観光客の皆さんが安心して快適な観光をしていただくためにも、公衆トイレの整備が必要と考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○市長（松井正剛君）（登壇） 8番吉田議員の第5期介護保険制度についてのご質問にお答えをいたします。

桜井市の要支援及び要介護認定者についてですが、平成23年3月末現在、要支援1と要支援2の方は全体で1,067人、要介護1から要介護5の方は1,521人です。割合としては、要支援1と要支援2の方が、先ほど述べられましたとおり、41.2%、要介護1から要介護5の方が58.8%となっております。奈良県全体では、要支援1と要支援2の方は、全体で1万7,236人、要介護1から要介護5の方は、3万8,794人です。割合としては、要支援1と要支援2の方が30.8%、要介護1から要介護5の方が69.2%となっております。市の介護認定につきましては、桜井市陀広域連合に認定審査を委託しておりますが、被保険者の認定審査に必要な認定調査をする調査員が74項目の調査項目に沿って、申請者ご本人に訪問して調査を実施し、その調査書、医師の

意見書をもとに認定審査員が公平公正に要介護認定を行っていただいております、その結果このようになっていると考えております。

次に、介護保険料の収納率などについてですが、平成22年度におきましては、特別徴収分は1万2,933人、徴収率は100%、普通徴収分は1,448人、徴収率は84.52%となっております。

なお、未納者に対しましては、督促状の発送、電話での催告、申請時の窓口対応での介護保険制度の内容を十分に説明し、収納していただくよう努めております。また、月2回夜間電話にて、納付勧奨を行い、収納の向上に努めております。

次に、介護給付費準備基金の保有額につきましては、平成23年11月末現在において、3億4,168万7,480円となっております。

次に、2点目、子どもの医療費無料化についてのご質問にお答えをいたします。

乳幼児医療につきましては、現在奈良県が行っている乳幼児医療費補助事業に基づき、小学校就学前の子どもを対象として、入院、通院の医療費に対し、医療補助を行っています。しかし、小学校就学以後の医療負担が大きくなることから、県内の市町村の中には適用年齢を拡大しているところもあります。

私は、議員述べられましたように、県議時代から少子化問題を含め乳幼児医療制度の拡充に取り組んでまいりました。将来を担う地域の子どもたちは、私たちの宝であり、地域で安心して生み育てていただくための環境を整えることが非常に大切であると考えています。私は、子育て支援の充実として、小学校卒業まで入院医療費を無料にすることをマニフェストに掲げました。できるだけ早い時期に早期に実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

現在、奈良県に対して、助成制度の拡大を要望しているところではありますが、補助制度がなければ市単独となりますことから、強く要望してまいります。

なお、拡大に要する財源につきましては、約350万円程度必要であります。年度によって多少増減があると思われませんが、実現に向かって頑張ってまいりたい。そのように考えております。

3点目の高齢者総合福祉センター竜吟荘の浴場施設と巡回バスの再開についてのご質問にお答えをいたします。

当センターの浴場施設の休止と巡回バス廃止につきましては、第2次行財政改革の実施項目として策定し、平成21年度から実施いたしているところであります。当施設の再開に向けて多くの人から要望、さらに先日の14日付で高齢者総合福祉センター竜吟荘の巡回バスと浴場の再開を求める1,031名の署名を付した要望書の提出も受けました。

今後、市の財政状況を勘案しつつ、行財政改革の期限を目標に、この施設のさらなる活用方法も含め、検討してまいりたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

次に、桜井市の歴史的な史跡や観光地のトイレ整備についてのご質問にお答えいたしま

す。

現在、桜井市観光課が管理対応している観光用公衆トイレは約20カ所であります。ご指摘のとおり、水洗化の問題や新規設置要望が寄せられていることは承知いたしております。観光用公衆トイレや休憩所の整備については、桜井市を訪れる観光客及び市民の満足度の向上に寄与するまちづくりの推進のために大切であると認識しているところであります。

しかしながら、観光用トイレの設置については、1カ所の設置に多額の費用と用地選定などの諸問題が多くあるのが現状であります。なお、当面の対応として、現在設置されております観光用公衆トイレの維持管理を徹底するとともに、観光ルートの点検に合わせて、市民の皆さんの声などを伺いながら、有効な設置場所などについて、今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○8番（吉田忠雄君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、1点目の来年4月から始まる第5期介護保険制度の問題であります。先ほど私は市の認定介護者全体に占める要支援の比率が県よりも何で高いか。こういうふうに答弁を求めたんですけれども、あまり印象に残るような答弁を言ってなかったと思うんですけれども、公正公平に認定をした結果がこうなったとそういうふうに答えられたと思うんですけれども、これは言葉を変えれば国の基準どおり、国の指導どおり審査すると要介護から要支援に移された人が増えたということに、より制度を悪くされたということが裏づけられたと考えるわけなんですけれども、要介護認定で軽度と判定された人が、訪問介護やデイサービスを制限され、また福祉用具のレンタルも受けられなくなるなど、介護の取り上げが大変増えたわけなんですけれども、介護は当初サービスを選択できる制度というふうに宣伝もされました。ところが、現実には高い保険があつて介護なしという状況が、この間進められてきたということが言えます。

こういう中で、いよいよ来年4月から第5期介護保険制度が始まるわけなんですけれども、制度改定に向けて、いま介護保険事業計画策定委員会が事業計画を策定されている最中なんですけれども、一つは、今回の法改正では、積極的な面と問題点があると考えられるわけなんですけれども、積極的な面としては、介護保険事業計画策定に際しては、日常生活圏域における高齢者のニーズ調査を実施するとあります。このように実態調査と意見集約の仕組みが今度の法改正でできたわけなんですけれども、これを積極的に生かして、一部のサンプル調査には終わらず、すべての高齢者を対象にした調査を実施し、高齢者の生活実態やニーズをよくつかんで、そして事業計画にぜひ生かしていただきたい。これが1点目でございます。

そして、二つ目は、これは問題点ですが、今回の改正介護保険法では、今後の在宅サービスの現場に大きな影響を与える内容が盛り込まれております。

それは、介護予防日常生活支援総合事業です。名称が長いので、総合事業と言わせていただきますが、この総合事業の狙いは、要支援と認定された人を介護保険サービスから市町村が除外できる仕組みになっております。保険者が除外できる仕組みの導入です。改正法では、新たに保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。こういうふうな規定が今度の介護保険法に盛り込まれております。

現在は、要支援1また2と認定をされても、要介護の方と同じように介護保険サービスが受けられます。ところが、この総合事業が導入されると、要支援の人は介護保険給付のヘルパーやデイサービスを利用するのか、また総合事業を利用するかを自分の意思で決めることができません。どちらを利用するかは市町村が判断をすると、保険者が判断するとされております。

総合事業は、訪問や通所、配食、また見守りも行うわけなんですけれども、しかし介護保険の指定サービスではありません。その人員や設備、運営基準もきわめてあいまいなものとなっております。この財源も保険給付ではなく、地域支援事業などで安上がりで極めて不十分なサービス内容になることも、十分予想されます。

いまでも言いましたように、前回の法改正で、要介護から要支援に落とされて、必要な介護が受けられなくなった高齢者が増えました。今度の法改正で、さらに要支援の人が自治体の判断で介護保険サービスが受けられないなど、さらなる介護保険法の改悪が行われたと言わねばなりません。

今度のこの事業計画の中では、介護予防日常生活支援総合事業は、桜井市では当市では実施しないでいただきたい。

そして、3点目ですが、3点目は保険料の問題ですけれども、先ほどもお尋ねしたように、特別徴収はこれはもう年金から天引きですので、徴収率は100%です。これは当たり前です。しかし、これも高い保険料を少ない年金から天引きをされますので、生活を直撃します。また、普通徴収の徴収率は84.5%ですので、この数字を見ると保険料を払いたくても払えないと、こういうことが見てとれます。

そして、第5期の保険料はこれから決まっていくわけなんですけれども、厚労省は65歳以上の第1号保険料が全国平均で5,000円を超えるというふうな試算も行っております。今度の法改正では、県の財政安定化基金の取り崩しを条文化しております。これはもう当然そういうふうにするべきです。そして、同時に桜井市には介護給付費準備基金保有額が先ほどの答弁のように約3億4,000万円あります。これも、取り崩してぜひ保険料の引き上げはしないでいただきたい。そして、私は議会でこれまでたびたび主張しておることなんですけれども、保険料をいまの現在の6段階からさらに細分化して低所得者の保険料を軽減する措置をとっていただきたい。国のほうも、第5期介護保険料の設定について、負担能力に応じて保険料を賦課する観点から、地域の実情に応じて多段階設定の実施をお願いすると、このような通達も出しております。

市長の再度の答弁を求めます。

そして、2点目の子どもの医療費無料化についてであります。子どもの医療費の無料化は子育てがしやすいまちづくりとしても、保護者の要望が大変強いものでありますし、子育て支援策として重要な施策であると考えます。

県下の市町村には、乳幼児医療費助成制度を小学校入学まで通院、入院とも無料という、これは県の基準ですけれども、この基準をさらに拡充しているところがいま大変増えております。いま約半数を超える自治体が年齢を拡充しております。

たとえば、奈良市ではこの8月から一部負担金はあるんですけれども、通院を小学校卒業まで、入院を中学校卒業まで年齢を拡充いたしました。吉野町も同じくこの8月から入院、通院とも中学校卒業まで拡充し、所得制限と一部負担金、これを撤廃いたしました。また、桜井の隣の宇陀市は入院のみ中学校卒業まで無料化を拡充実施しております。

昨日のこの問題での質問議員に対して、市長は先ほども答弁されましたけれども、助成制度の年齢の拡充については、県へ要望を行っている。行いながらできない場合は市で前向きに取り組むと答弁もされましたけれども、これはもうぜひ強く県に拡充するように要望していただけたらと思います。

いまも言いましたように、県下の半分以上の自治体が助成制度を実施しております。こういうことで、県もそろそろこれはもう重い腰を上げるべきと考えるわけなんですけれども、私たち日本共産党は県に対して、せめて義務教育が終わる中学校卒業するまで通院、入院とも医療費無料化の要望を毎年出しております。

市長は、長年県会議員を務めてこられました。この問題も取り上げてきたとご答弁されたわけなんですけれども、この経験を生かしてさらに中学校を卒業するまで実施をとということで、要望していただきたい。そして、県が助成制度を実施するまでの間、これはもう公約の小学校を卒業するまでの入院医療費無料化を来年度からの実施に向けて取り組んでいただきたい。

先ほど、これに係る原資はたしか350万円と答弁されました。通院と比べて入院の対象者は少ないと思います。350万円あればできるわけですので、ぜひ取り組んでいただきたい。

そして、3点目の高齢者総合福祉センター竜吟荘の浴場施設と巡回バスの再開の問題であります。桜井市社会保障推進協議会が竜吟荘のバスと浴場施設の再開を求める署名をこの間行ってきました。そして、一昨日ですが、市長に1,000筆を超える署名を第1次分として手渡していただきました。先日も、桜井駅の南口のまねき屋の前で署名行動を行ったわけなんですけれども、次から次へとお年寄りから署名をいただきました。お年寄りや市民の皆さんの竜吟荘のふろと巡回バスの再開を求める願いというのは、大変強いものがあります。そのことが短期間に1,000筆を超える署名が集まったことにもあらわれております。

第2次行財政改革アクションプランの平成25年度までの期限を待つことなく、早期の再開が必要であると考えます。

私も、何回か竜吟荘に足を運ばせていただいたわけなんですけれども、そして浴場施設を見学いたしました。施設の中は、大変きれいにされており、いつでも再開できるようにされているという話なんですけれども、少しふろ場が狭いようにも思いました。再開に当たっては、この施設の利用者の方の声をよく聞くことや、社会福祉協議会や老人クラブ連合会などの関係団体と協議も行っていただいて、あの施設がより高齢者福祉センター施設としてふさわしく、少しでも多くの高齢者が利用できるようにされたいが、これも再度市長にお尋ねをいたします。

そして、最後の4点目の桜井市の歴史的な史跡や観光地の公衆トイレの整備についてであります。

観光課に置いてあります6街道をめぐる歩くという、このパンフレットの桜井市全域詳細マップに、山の辺の道、そして伊勢街道、忍坂街道、多武峰街道、大和長寿道コース、磐余の道などのお勧めハイキングコースが示されております。

1つは、先ほども言いました桜井市の歴史的な遺跡である吉備池廃寺跡、これは大和長寿道コースに入るんですけれども、コースからは離れております。そして、土舞台や山田寺跡は、磐余の道コースに入るんですけれども、土舞台はほとんど観光客は訪れません。貴重な史跡は埋もれてしまっていると思います。この遺跡のほどよいところに公衆トイレや休憩所などを存在させることによってこそ、遺跡もよみがえりますし、より多くの観光客にも足をとめてもらえると考えます。

そして、もう一つの纏向遺跡周辺のトイレ整備についてなんですけれども、一昨年11月に纏向遺跡の大型建物跡の現地説明会がありました。全国各地から1万人以上の見学者、マニアが訪れたわけなんですけれども、卑弥呼や邪馬台国への関心の高さが改めて確認をされたということになるわけなんですけれども、問題はトイレの整備が不十分で、巻向駅のトイレはあふれて、周辺の住民の方も見学者がトイレを借りに来るなど、大変であったと聞いております。纏向遺跡の発掘調査が行われたのは、面積のわずか5%です。今後の保存と整備方針を早く示しながら、計画的にトイレの整備等を急いで進めていただきたい。

そして、この問題でのもう一つなんですけれども、市の観光マップでは、市内の名勝、そして観光トイレが地図で示されているわけなんですけれども、観光客が快適に観光する上で、これはもう数はまだまだ不足しております。当面、市内の商店とかスーパー、またコンビニなどに、お店の紹介をするかわりに観光客がその店で安心してトイレが使用できる場所を示した、いわゆるトイレマップを作成して案内してはどうか。

このことも再度市長の考えをお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

○市長（松井正剛君） それでは、吉田議員の再度の質問にお答えをいたします。

桜井市では、高齢化率の上昇、高齢化世帯やひとり暮らしの高齢者が増加する中、認知症の高齢者も増加しているのが現状であります。また、介護保険制度施行後、10年が経過し、介護保険制度が着実に浸透、定着した反面、介護サービス利用者の増加等に伴う介

護給付費の増加により、介護保険料の高騰が懸念をされています。

市におきましては、現在桜井市老人保健福祉計画第5期介護保険事業計画、平成24年度から平成26年度の3カ年の計画策定中ではありますが、利用者の保険者の意見を計画に適切に反映するとともに、要介護者などの現状把握が不可欠であることから、市内65歳以上の高齢者2,000名を対象に、日常生活圏域ニーズ調査などを7月に実施いたしました。その結果を事業計画に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、今回の介護保険法改正により、予定される地域福祉連携として先ほど長い名前とおっしゃいましたが、介護予防日常生活支援総合事業（仮称）が、市町村の判断により、市町村地域包括支援センターが要支援者、介護予防事業対象者向けの介護予防日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度が創設をされました。利用者の状態像や意向に応じて、予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断して、見守り、配食なども含め、生活を支えるための総合で多様なサービスを提供することが可能になる制度ということではありますが、現在具体的な取り組み等が示されておらないことから、今後国、県、各市などの動向を見ながら、少しでも要支援者の保険給付に影響の出ないように検討をしてみたいと考えております。

次に、保険料設置基準の細分化については、本市は現在第1段階から第6段階に設定しています。先ほどご指摘がありました。第5期介護保険事業計画は、現在計画策定中ではありますが、保険料算定につきましては、被保険者の負担能力をきめ細かく配慮し、6段階からさらに細分化を図り、市民の方々の介護保険料負担が多くならないよう努力をしてみたいと考えております。よろしくご理解をお願いいたします。

次に、子どもの医療費無料化についてお答えいたします。

議員ご指摘のように、私も、子どもの入院につきましては、経済的、肉体的な負担が大きいは承知いたしております。そのためにも、子どもの入院医療費の助成制度の拡大につきましては、早期に実施したいと考えております。ご理解よろしくをお願いいたします。

次に、高齢者総合福祉センターのふろ等の再開につきましては、当施設のさらなる活用方法も含め、どのようにするのがよいのか、社会福祉協議会並びに市老人クラブ連合会などの関係者と協議をしながら、財政状況も踏まえ、方向性を出していきたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

最後に、トイレ整備とトイレマップについてのお答えをいたします。

先ほどもお答えしましたが、観光用トイレ設置につきましては、観光ルートの点検にあわせて検討していきたいと考えております。また、トイレマップの作成につきましては、現在桜井や山の辺の道という観光案内パンフの中に、トイレの案内はございますが、今後増刷などをする中で、トイレ表示が見やすい工夫をしてみたいと考えております。ご理解よろしく申し上げます。

以上でございます。